

平成 29 年 11 月 13 日

堺市長 竹山 修身 様

堺市中心市街地活性化協議会  
会長 島田 憲明



## 「堺市中心市街地活性化基本計画（変更案）」に対する意見書

中心市街地の活性化に関する法律第 15 条第 9 項の規定にもとづき、堺市中心市街地活性化基本計画（変更案）に対する意見書を提出いたします。

（意見）

堺市中心市街地活性化基本計画（変更案）（以下「基本計画案」という。）は、堺市の中心市街地を活性化させる計画として、具体的な取り組みに合わせた効果的な変更を行うものであり、妥当である。

（付帯意見）

中心市街地活性化に向け、計画期間を考慮しながら基本計画案を確実に実行されたい。